

「ヤミ民泊」載せないで

国土交通、厚生労働両省は米エアービーアンドビーなど民泊を仲介する海外サイトに旅館業法の許可を得ない「ヤミ民泊」を取り扱わないよう求める要請文を出す。急成長する欧米系や中国系など10社程度を対象に

無許可の業者

注意喚起し、仲介業者の実態も調べる。

12日に開いた民泊に関する検討会で明らかにした。有償の民泊サービスには旅館業法の許可が必要だが、許可を得ずに自宅やマンションの空き室をサイトに登

国交・厚労両省

海外サイトに要請

録する例が相次いでいる。両省は旅館業法を守り、民泊禁止のマンションなどを登録しないよう求める。事業者ごとに担当者を特定して話し合いを進める。

厚労省は4月から民泊での宿泊施設の規制を緩和したが、ほとんど使われていない。実態にルールが追いついていない状況だ。